

住宅耐震診断士を募集します！

成田市では、『成田市住宅耐震診断助成制度』及び『成田市住宅耐震改修助成制度』を行います。これに伴い、以下のとおり住宅耐震診断士の募集をしています。

- 住宅耐震診断士は、成田市住宅耐震診断助成制度により住宅の耐震診断またはマンションの予備診断を受けようとする市民の依頼に対して、耐震診断等を実施し、診断結果書の作成や耐震性についての助言を行うこととします。
- 市は、住宅耐震診断士名簿（以下「診断士名簿」という。）を作成し、建築指導課窓口及びホームページで公開をします。
- 住宅の耐震診断は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1建築物の耐震診断の指針に基づき、地震に対する住宅の安全性を評価することとします。

マンションの予備診断は、建築士が建築物の調査、確認、耐震診断の必要性等を行うこととします。



お申込み・お問い合わせ先

成田市建築指導課

0476-20-1564

1. 名簿登録の要件

次のすべての要件を満たす者としてします。

- ① 一級建築士、二級建築士又は木造建築士である者
- ② 建築士法第23条第1項に規定する登録を受けた一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に勤務している者
- ③ 登録を受けることについて、勤務する建築士事務所の開設者の同意を得ている者
- ④ 耐震診断を行おうとする住宅の構造に応じた都道府県が開催する建築物の耐震診断に関する講習会若しくは一般財団法人日本建築防災協会が開催する建築物の耐震診断に関する講習会等の課程を修了している者又は市長がこれらと同等と認める者
- (⑤※耐震診断等を行おうとする建築物に応じた必要な資格を有している者)

2. 登録申請の方法

登録を受けようとする者は、住宅耐震診断士名簿登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して建築指導課に提出してください。

- ① 建築士免許証の写し

- ② 勤務する建築士事務所の登録を証する書類の写し
- ③ 勤務する建築士事務所の開設者の同意書
- ④ 「1. 名簿登録の要件」の建築物の耐震診断に関する講習会課程の修了証の写し
- ⑤ ①から④に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

3. 登録の実施等

- (1) 「1. 名簿登録の要件」を満たしていると認められた者を住宅耐震診断士名簿（別記第2号様式）に登録します。
- (2) 診断士名簿の登録期間は、登録をした日から3年間とします。
- (3) 診断士名簿の登録は、申請の受付順とします。
- (4) 登録を受けた者に対し、住宅耐震診断士登録証（以下「診断士登録証」という。）を交付します。

4. 登録の更新

- (1) 住宅耐震診断士名簿登録更新申請書（別記第4号様式）により申請をしてください。（申請期間は、登録期間満了3ヶ月前から登録満了日まで）
- (2) 新たな診断士登録証は、現に有する診断士登録証と引換えるものとします。

5. 遵守事項

住宅耐震診断士は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 耐震診断等を誠実に行うこと。
- ② 耐震診断等を行う際に、耐震診断等を受ける者に対し不当に耐震診断又は耐震改修の勧誘をしないこと。
- ③ 耐震診断等に必要な知識の習得及び技能の維持向上に努めること。
- ④ 耐震診断等を行うときは、診断士登録証を携帯し、関係人に対しこれを提示すること。

6. 登録事項の変更届出等

- (1) 変更の場合
 - ① 登録を受けた事項に変更が生じたときは、住宅耐震診断士登録事項変更届（別記第5号様式）により速やかに届け出なければなりません。
 - ② 氏名の変更があったときは、診断士登録証を提出し、当該診断士登録証に記載された氏名を書き換えるものとします。
- (2) 辞退の場合
 - 登録を辞退しようとするときは、住宅耐震診断士登録辞退届（別記第6号様式）により速やかに届け出なければなりません。
- (3) 紛失の場合
 - ① 診断士登録証を紛失したときは、住宅耐震診断士登録証紛失届（別記第7号様式）により速やかに届け出なければなりません。
 - ② 診断士登録証の紛失の届出があったときは、当該住宅耐震診断士に対し診断士登録証を再交付します。

7. 登録の抹消

次の各号のいずれかに該当するときは、当該診断士名簿の登録を抹消します。

- ① 登録の辞退の届出があったとき。

- ② 死亡したとき。
- ③ 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- ④ 「5. 遵守事項」の②及び③に違反する行為その他住宅耐震診断士の業務に関し著しく不当な行為をしたとき。
- ⑤ 「1. 登録の要件」を満たさなくなったとき。

8. 登録証の返還

登録を抹消された者は、速やかに診断士登録証を返還しなければなりません。

9. 住宅耐震診断士名簿登録についてのフロー

